

## 別府市創業支援事業補助金 FAQ

### 対象者について

Q：別府市民でなくても補助は受けられますか。

A：申請時点で別府市に住所を有していなくても、補助対象期間が満了するまでに別府市に住所を有していただければ補助を受けることができます。

Q：創業していても補助は受けられますか。

A：令和8年4月1日において、創業後5年未満の中小企業者（個人事業主含む。）が対象です。（対象：令和3年4月2日以降に創業、対象外：令和3年4月1日以前に創業）

Q：今後創業しようと考えています。この補助金を受けるためにはいつまでに創業する必要がありますか。

A：補助対象期間内に創業する必要があります。補助対象期間は申請者によって異なりますので、詳細は募集要項をご確認ください。

Q：昨年、同様の補助金を受けたことがあるが、今年も受けられますか。

A：過去に本補助金又は別府市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は補助対象外となります。

Q：小規模事業者持続化補助金との併用はできますか。

A：同じ年度に小規模事業者持続化補助金の「創業型」との併用は認められません。

Q：親族が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、対象者になりますか。

A：支援の対象とはなりません。経営者の変更は、起業・新たな事業所の開設とは認められません。

Q：NPO法人や社団法人は対象者になりますか。

A：NPO法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・医療法人は申請対象外です。

Q：他の地域で創業済みであり、別府市で初めて事業を開始します。対象者になりますか。

A：開業した日が基準となります。創業後5年以内で、事業所や住所等の要件を満たした場合は申請可能です。

#### 申請について

Q：申請はすぐに受け付けてもらえますか。

A：申請の前に、特定創業支援等事業者により、1か月にわたり4回以上の支援を受けていただく必要があります（特定創業支援等事業）。支援を受けたのち市から発行する証明書を、申請時に提出していただきます。また、提出書類に不備があれば受付できない場合がありますので、提出期限までに補正が完了するよう余裕を持った提出をお願いいたします。

#### 補助対象期間について

Q：補助対象期間とはいつまでの期間ですか。

A：申請日により補助対象期間が異なります。

申請日から6か月が経過した日まで

例：申請日が6月26日の場合

補助対象期間は6月26日～12月26日です。

#### 補助対象経費について

Q：店舗の新築費用は補助対象経費になりますか。

A：不動産購入費になるため、補助対象外となります。

Q：自宅兼店舗を改装する場合でも、補助は受けられますか。

A：店舗部分と居住部分を明確にする書類等を準備していただくことで補助を受けることができます。

Q：申請以前に支払ったものも補助対象経費の対象になりますか。

A：申請前に発注、契約、購入、支払い（前払いを含む）等を実施した場合は対象外となります。

Q：支払いをクレジットカードで行う際、カードの名義は誰でもよいですか。

A：クレジット払いは申請者の名義（法人の場合は事業者の名義）である必要があります。代表者や従業員等が個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、「立替払い」として、帳簿等で確認ができない場合には補助対象外となります。

#### その他

Q：補助金はすぐにもらえますか。

A：交付決定、実績報告書提出後に請求していただき、補助金のお支払いとなります。事前交付はいたしませんので、自己資金や借入金にて必要な資金を調達する必要があります。